

提言139 中学校社会科における「主体的・対話的で深い学び」を定着させるために

1 社会科における現行学習指導要領実施上の現状と課題

現行の学習指導要領（中学校）が全面実施となった令和3年以降、キーワードである「主体的・対話的で深い学び」に対する理解と実践は、学校現場において、組織として取組がすすめられてきたが、様々な課題が指摘されている。

一方、過去の学習指導要領でも記述された、生徒の主体性や思考力・判断力・表現力を育てる課題解決学習が、各教科においてなかなか定着が困難な実態もあり、特に中学校社会科の授業においては教師主導で知識偏重型の学習スタイルから脱却できていない状況も未だに見受けられる。

そのことは、提言137で触れた中教審への諮問における、教科等全般にわたり主体性や深く考えることに課題があるとの指摘からもうかがえる。

さらに、現行の学習指導要領で強調されている「指導と評価の一体化」を目指した学習評価に関し、通知表で使われる総括的評価が重視され、学習指導要領の趣旨である、生徒の「主体的に学習に取り組む態度」や「思考力・判断力・表現力」、とりわけ「深い学び」の育成に不可欠な形成的評価が、十分生かされていないことも課題として指摘されている。

2 「主体的・対話的で深い学び」が定着しない理由

各教科で設定されている「見方・考え方」は、思考力・判断力・表現力の育成に重要な役割を担っているとともに、「主体的・対話的で深い学び」、とりわけ「深い学び」の育成のキーポイントである。

「中学校学習指導要領解説 社会編」の「指導計画作成上の配慮事項」にもそのことは明示されているにもかかわらず、授業実践において十分反映されていない現状もある。

たとえば、令和6年11月に北海道札幌市で開催された、全国中学校社会科教育研究会（全中社研）北海道大会において、研究発表を行った東京都中学校社会科教育研究会のテーマが、「見方・考え方を働かせる授業デザイン」であり、少なくとも中学校社会科の教育現場において、「主体的・対話的で深い学び」の実現について、かなりの危機意識があると理解することができる。

また、課題解決学習と形成的評価をセットにした、指導法の工夫に関する理解を広げるため、令和2年3月に国立教育政策研究所から「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」が発行されたが、中学校社会科の教員への聞き取りでも、その普及度は低いことがわかる。

教員からは、形成的評価に必要な評価規準（ルーブリック）や授業例の提示が少なく活用しづらい、という声も聞こえてくる。

中教審への諮問では、現行の学習指導要領の趣旨である、習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味を理解すること、自分の考えを持ち根拠を持って明確に説明することなどに依然として課題があると指摘している。

これらは本来、社会科という教科において求められている命題であり、社会科が率先して取り組むべきことであろう。

そういった意味でも社会科に課せられた責任は重いと考える。

現場の教員がこうした問題に対し何もしていないということではない。

上記の全中社研の研究発表においても、ルーブリックを活用した形成的評価を含む課題解決学習を通し、生徒の主体性や思考力・判断力・表現力を育てる実践を行っている教員も相当数居るが、なぜ実践することが困難なのだろうか。

実践するにあたり、障壁となる課題があり、例えば、教員の持ち時数の問題が指摘されている。

教員の持ち時数は、学校規模、教科によって異なるが、一般論でいえば、中学校の教員は、おおむね週 18 時間となっている。

学級担任や総合的な学習の時間の担当となればさらに週 3～5 時間は増える。

主体的・対話的で深い学びを実現するには生徒一人一人の活動に対するルーブリックに基づいた教師の適切な形成的評価と指導助言が不可欠である。

そうした指導と評価の一体化を目指す課題解決学習を円滑に行うためには、授業工夫・実践に、教員が専念できる学校体制や、時間の確保が必要であるが、学校にとって厳しい現状があることは周知のとおりである。

今回、中教審への諮問において、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード問題」が、課題として取り上げられたが、これは単に各教科等の授業時数の適宜性のみを問うたのではない。

中教審諮問では、「教師に『余白』を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方」とあるように、教育の質の向上のために教員の持ち時数にも視点を当てている。

中教審諮問は、「主体的・対話的で深い学び」の推進・実現にとって大きな期待が持てるといえよう。

3 真の「主体的・対話的で深い学び」を定着させるための校長戦略

以上のように、教員の指導に関する諸条件が今後整備されることが予想されるが、現時点で校長が取組むことが可能な対策について提言したい。

① 各教員に対し、単元の内容（「内容のまとまり」）を再編成し、形成的評価とセットにした、課題解決学習の実施を、最低年間 1 回義務付ける。

そのために校長は、校内研修等での研究授業を学校経営計画に位置付ける。

また、各地区にある社会科教育研究会と連携することも有効である。

② 課題解決学習の実施とは別に、「見方・考え方」を意識した教材開発・研究を教員に奨励し、そのための授業観察を計画的に行う。

③ ①・②の遂行に必要な教材研究のための時間を確保するため、校務分掌の工夫による勤務時間内の、教員の余剰時間の捻出と、校内研修における単元レベルでの課題解決学習に関わる研究授業の指示を年度始めの段階で行う。

余剰時間の捻出方法については、教育課程編成時に設定する総授業時数を過剰にしないよう配慮し、教員の研修・研究に充てる時間を確保するなど現行教育課程の範囲内で可能な方法を取り入れたい。